

沖縄県警察史編さん委員会設置に関する訓令

発出年月日：昭和 61. 4. 23

文書番号：沖縄県警察本部訓令 6

公表範囲：全文

改正 前略…令和 4. 11 訓令 13

(設置)

第 1 条 沖縄県警察本部に沖縄県警察史編さん委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

第 2 条 委員会は、沖縄県警察史(以下「警察史」という。)の編さん及び発行に関する基本方針を審議するものとする。

(構成)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもつて構成する。

2 委員長には警察本部長を、副委員長には警務部長を、委員には生活安全部長、地域部長、刑事部長、交通部長、警備部長、警察学校長及び沖縄県情報通信部長をもつて充てる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員長は、委員会の事務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(委嘱)

第 6 条 委員長は、警察史編さん業務向上のため学識経験者等を監修者又は編さん顧問として委嘱することができる。

(幹事会)

第 7 条 警察史の編さん及び発行に関する細目的事項を審議するため、委員会に幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長及び幹事をもつて構成する。

3 幹事長には警務部長を、幹事には警務課長、監察課長、会計課長、教養課長、生活安全企画課長、地域課長、刑事企画課長、交通企画課長、警備第一課長及び沖縄県情報通信部通信庶務課長をもつて充てる。

- 4 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集する。
- 5 幹事長は、必要があると認めるときは幹事以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。
- 6 幹事長は、幹事会において審議した結果をとりまとめ委員長に報告するものとする。
(庶務)

第8条 委員会及び幹事会に関する庶務は、教養課において処理する。

(細目事項)

第9条 警察史の編さん及び発行について必要な細目事項は、委員会の審議に基づき委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、昭和61年5月1日から施行する。

附 則(平成3. 3. 30 訓令4)

この訓令は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成7. 3. 22 訓令第5)

この訓令は、公布の日から施行する。ただし、警務部の次席職及び警察署の次長職の廃止に関する部分については平成6年4月1日、防犯部及び派出所の名称変更並びに警察本部の部の規定順の変更に関する部分については平成6年11月1日から適用する。

附 則(平成16. 7. 29 訓令14)

この訓令は、平成16年7月29日から施行する。

附 則(平成20. 12. 24 訓令19)

この訓令は、平成20年12月24日から施行する。

附 則(令和3. 3. 31 訓令10)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4. 11. 4 訓令13)

この訓令は、令和4年11月4日から施行する。